

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	平成28年 6月29日
【会社名】	株式会社藤商事
【英訳名】	FUJISHOJI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 孝司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区内本町一丁目1番4号
【電話番号】	06(6949)0323
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 當仲 信秀
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区内本町一丁目1番4号
【電話番号】	06(6949)0323
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 當仲 信秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を追加する。

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築および経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項の役付取締役に取締役副会長を追加する。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）の一部を変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、松元邦夫、松元正夫、井上孝司、米田勝己、當仲信秀、今山武成、坪本浩一郎および川添嗣夫を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、上垣内崇夫を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

第51期事業年度末時点の取締役7名に対し、役員賞与を総額55百万円支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	202,203	1,930	0	(注)1	(注)4 可決 96.96
第2号議案	202,231	1,902	0	(注)2	(注)4 可決 96.98
第3号議案				(注)3	(注)4
松元邦夫	201,899	2,235	0		可決 96.82
松元正夫	201,439	2,695	0		可決 96.60
井上孝司	201,618	2,516	0		可決 96.68
米田勝己	201,729	2,405	0		可決 96.74
當仲信秀	201,731	2,403	0		可決 96.74
今山武成	201,596	2,538	0		可決 96.67
坪本浩一郎	201,125	3,009	0		可決 96.45
川添嗣夫	202,051	2,083	0		可決 96.89
第4号議案	201,632	2,501	0	(注)3	(注)4 可決 96.69
第5号議案	201,804	2,331	0	(注)1	(注)4 可決 96.77

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上